

## 「青森市障害者計画（素案）」に対する意見募集の結果について

### 1 意見の募集期間

平成25年3月1日（金）から3月31日（日）まで

### 2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、障害者支援課（本庁舎1階）、市民サロン（本庁舎1階）、青森市情報公開コーナー（本庁舎2階）、地域サービス課（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎総合案内（1階）、青森市市政情報提供コーナー（アウガ4階情報プラザ）、各支所、各市民センター、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、ふれあいの館、福祉増進センター（しあわせプラザ）、総合福祉センターに備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックスのいずれかによることとしました。

### 3 提出された意見

7名の方から12件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済み	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
総論に関する意見							0
各論第1章に関する意見	1	1					2
各論第2章に関する意見			1				1
各論第3章に関する意見		1	2	1			4
各論第4章に関する意見	1	2	1				4
各論第5章に関する意見							0
その他						1	1
計	2	4	4	1	0	1	12

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの  
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの  
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの  
「反映困難」・・・反映が困難なもの  
「その他」・・・上記以外のもの  
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

## 「青森市障害者計画（素案）」に提出された市民意見概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
1	<p>各論第4章第1節第2項 交流機会の充実に、次の内容を追加。</p> <p>障害者の積極的な社会参加への一環として、障害者サイドからの発信</p> <p>①障害を負ってどんな不自由が生じたか ②障害者となった原因は何であったか、どうしていたら防げたか ③どのようにして立ち直ることができたか ④今、これから自分にできること、やりたいことは何か ⑤そのためにどんなことを応援して欲しいか</p> <p>について発表する機会を設け、「障害」に対する認識共有を普及促進します。</p>	<p>本計画第1章第1節第1項「ノーマライゼーション理念の普及啓発」の中で、障害のある方やその家族が抱える悩みや体験について、様々な機会に情報発信するなど、より効果的な理念の普及啓発に努める旨記述します。</p>	<p>反映</p> <p>計画案第1章 P37</p>
2	<p>私は発達障害を持ちながら会社で働いていますが、過去に会社で、障害への理解が得られず、一時休職したことがあります。障害者が働く上で、障害への理解はとても大切です。</p>	<p>障害のある方の社会参加を促進するためには、障害に対する市民理解の促進を図る必要があることから、本計画第1章第1節第1項に「ノーマライゼーション理念の普及啓発」を掲げています。</p>	<p>記述・整理済</p> <p>計画案第1章 P37</p>
3	<p>災害時の障害者の安全・安心の確保について、有償であっても支援者の数を確保すべき。</p>	<p>本計画第2章第1節第2項「災害時における安全の確保」では、地域関係者と連携し、避難支援体制の充実を図ることとしており、実施にあたっては支援者の確保に向け検討していくこととなります。</p>	<p>実施段階検討</p> <p>計画案第2章 P41</p>
4	<p>難病については、平成25年1月25日に政府の難病対策委員会から「難病対策の改革について（提言）」が出されている。この提言を参考に、政府の対策が決まり次第、市の計画に追加する。</p>	<p>障害者総合支援法を踏まえ、本計画の障害福祉サービス等の提供については、難病等の方々も含めたものとしております。</p> <p>なお、「難病対策の改革について（提言）」では、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法における難病等の範囲について、「新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。」とされていることから、今後の国の見直しを踏まえ、適切に対応していきます。</p>	<p>記述・整理済</p> <p>計画案第3章 P47</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
5	<p>私たち視覚障害者のために、広報紙や市議会だより、福祉ガイドブックなど、読めば参考になるものが点訳又は音訳されています。それは、とてもありがたいことですが、これらは広く一般市民を対象としたものであり、個人の利害に関わるものではありません。視覚障害者でも、読める（聴ける）手段で個人情報の提供をお願いしたいです。</p>	<p>本計画第3章第1節第1項「日常生活支援の充実」では、点字や音声により情報提供を行い、視覚障害者の情報入手手段を確保することとしており、この中で、ご意見の「視覚障害者に対する個人情報の提供手段」について、個別に検討していくこととなります。</p>	<p>実施段階 検討  計画案 第3章 P46</p>
6	<p>教育の充実について、支援校にはその道の教員がおりますが、公立の小・中学校ではどうなのかと考えるとき不安になります。障害にしっかりと向き合い指導できる知識ある教員を全学校に複数配置すべきです。</p>	<p>本計画第3章第1節第2項「療育・教育の充実」では、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員による支援など、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進することとしており、その中で、教員の配置について具体的に検討していくこととなります。</p>	<p>実施段階 検討  計画案 第3章 P47</p>
7	<p>各論第3章第1節第3項 保健・医療の充実に、次の内容を追加。</p> <p>アームロボットやレッグロボットなど障害者や虚弱者の筋力支援アイテムの試験的導入や技術開発に関する情報提供、iPS細胞による機能再生技術に関する情報提供の推進に努めます。</p>	<p>義肢装具や福祉機器、医療技術等に関する研究や技術開発に関する情報提供等については、国の機関である国立障害者リハビリテーションセンターや各研究機関等において行われることから、市として実施できないことをご理解ください。</p> <p>なお、技術開発等については、各種媒体により得られた情報については、様々な機会を通じて、情報提供してまいりたいと考えております。</p>	<p>反映困難  計画案 第3章 P47</p>
8	<p>各論第4章第2節第1項 雇用の場の確保の促進に、次の内容を追加。</p> <p>障害者が有する得意能力を活かした業務内容とし、成果についてはハンディを加味しつつ客観視し正当な評価により、健常者と同等の権利と義務を果たせるようノーマライゼーション理念を実践できる職場環境の充実について企業努力の推進に努めます。</p>	<p>本計画第4章第2節第1項「雇用の場の確保の促進」の中で、ノーマライゼーション理念に基づき、障害者雇用に関する情報提供や相談・支援制度等についての周知に努める旨記述します。</p>	<p>反映  計画案 第4章 P53</p>
9	<p>医師・看護師・福祉等の教育現場において手話という言語の指導を。</p>	<p>意思疎通のための支援については、意思疎通を行う者の養成のほか、手話通訳者の派遣を行うなどにより、意思疎通支援の充実を図っていく旨、本計画第4章第1節第1項「移動支援・意思疎通支援の充実」に記述しています。</p>	<p>記述・ 整理済  計画案 第4章 P52</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
10	雇用の場の確保について、青森市や青森市教育委員会が、障害の特性を見極め、障害に合う職種を設定し、積極的に雇用する必要がある。	市役所における職員採用などにより、障害のある方の雇用の場の確保に努めており、その旨本計画第4章第2節第1項「雇用の場の確保の促進」に記述しています。	記述・整理済 計画案第4章 P53
11	家族が脳梗塞を患い、右麻痺と失語が残りました。失語症を回復させるためにも、同じ障害を持つ仲間が必要です。失語症のような少数障害者も前向きに暮らしていける場所を提供していただけないでしょうか。	本計画第4章第1節第2項「交流機会の充実」では、障害のある方や障害者団体に対する様々な支援により交流機会の充実を図ることとしており、その中で、ご意見の「同じ障害を持つ仲間」との交流や「場所の提供」についても検討していくこととなります。	実施段階検討 計画案第4章 P52
12	誰が作成したかどこにも記載されていないが、誰か作成者の中に障害者が当然含まれていることを期待する。	本計画素案については、青森市健康福祉審議会障害者福祉専門分科会における審議を経て作成しましたが、当分科会委員11名のうち7名の方が障害のある方やその家族で構成されています。また、パブリックコメント実施期間中、障害者団体に対し本計画素案の概要を個別にご説明し、ご意見をうかがっています。	対象事項外